

## TPP決議の実現を求める意見書

本年4月、我が国のTPP交渉への参加にあたって、衆議院および参議院の農林水産委員会は、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」「交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的な議論を行うよう措置する」「聖域の確保を優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」となどを内容とする決議を採択しました。その後、国民の不安や懸念が払拭されないまま交渉参加を決断しましたが、国権の最高意思決定機関である国会決議に忠実な交渉結果を出すことは、政府が負う極めて重い責任です。

我が国の交渉担当者は秘密保持契約を理由に、交渉内容が公表できないとし、十分な情報提供も国民的議論も未だなされておられません。こうした状況の下でのTPP交渉の年内妥結を拙速に行うことは、大きな問題であり、民主的な進め方ではありません。こうした中で、自由化率を上げるなどなし崩し的な譲歩のための環境整備を行うことは、国益を損なうことになりかねず、政府は、国民の食と暮らし・いのちに関わる問題だと認識したうえで交渉を進めていかなければなりません。

政府統一試算に基づく本県の影響額は、県農林水産部によると米や畜産を中心に被害を被り、県内農業総算出額は23%減少します。農地の集約化による規模拡大が難しい中山間地を中心とする農村部の地域社会もまた崩壊することは明らかであります。食料の安全保障とともに、地下水の涵養や洪水の防止などの多面的機能もまた失われます。

政府は、本年6月に閣議決定した「日本再興戦略（成長戦略）」において、「今後10年間で農業・農村全体の所得を倍増する戦略を策定する」としてありますが、TPP交渉によって、食料自給率の向上や将来の農業経営の安定に悪影響をもたらすことは避けられません。

よって、TPPに関する国会決議の実現に向けて、次のとおり政府に強く求めるものである。

1. 重要5品目の関税撤廃が除外できない場合には、即時交渉から撤退すること。
2. TPP交渉、日米二国間交渉など各国との交渉内容を開示すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

大分県豊後大野市議会

議長 小野 泰秀

内閣総理大臣 安倍 晋三 様